

## マイナンバーへの理解を

**問** マイナンバー制度とは何か、また住基ネットとの違いは。

**企画部長** 国民一人ひとりに12桁の番号を指定し、法律の定めにより社会保障・税・災害対策の三分野に限定してその番号を活用し、同一者に関する個人情報や他の機関との間で迅速かつ確実に情報連携する制度である。住民票コードは1桁の番号で、民間での利用は禁止されている。これに対し、マイナンバー制度は、三分野となり法規定の範囲内で民間企業も利用できる。よって、ナンバー制度と住基ネットの違いは主に利用分野と利用範囲の違いである。

**問** マイナンバー制度の導入趣旨と具体的実施スケジュール及び、この制度のメリットと懸念は。

**企画部長** 導入趣旨は公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化である。

**市民生活部長** 今年10月から順次、地方公共団体情報システム機構から、世帯単位で、簡易書留



神田康史 議員

により通知カード(マイナンバー記載)を送付する。個人カードは平成28年1月から希望する者に交付し、ICチップの入った顔写真付のカードで、公的個人認証の機能が標準装備され、身分証明書や電子申請に利用できる。なお、居所と住民票の住所が異なる場合は、「通知カードの送付先に係る居住情報登録申請書」を提出してもらうことを広報している。

**企画部長** メリットは導入趣旨のとおりである。デメリットとして個人情報漏洩が懸念されるが、本人確認措置や法の規定によるものを除き、番号の収集・保管などの禁止・特定個人情報保護委員会による監視・罰則の強化・個人情報確認できるサイトでの情報提供など保護措置を行う事不安を払拭しようとしている。

### マイナンバー制度

今般、国はマイナンバーを一律国民に付番することにより、①**社会保障の領域**(年金・医療・福祉・労働等) ②**税の領域**(確定申告・各種支払調書等) ③**災害対策の領域**(被災者生活再建支援金・被災者台帳作成等)以上3つの分野でのみ使用可能との制限を設けている。

**問** 機構改革を進めるために、組織活性化の手法として、係制にかえてグループ制の導入を提案する。これまで導入について議論になったことがあるか。

**総務部長** 4庁舎の分庁方式の現在、全庁的な議論はしていない。しかし、現在、人事課政策課題の中にグループ制の導入も上がっており、組織機構改革とともに効果的な執行体制の構築に向けて検討している。

**問** 今議会に上程された機構改革の中で、特に市民協働部、市民協働課について、今回の機構改革の中での意義、今後求められる課題は。

**総務部長** 昨年12月の議会定例会において、市自治基本条例が議決された。いわゆる市民協働は、これからのまちづくりにおいて必要不可欠である。

市民協働課は、総代、コミュニティ、地区行事などに分散していた事務を集約し、市民協働の窓口としてまちづくりを進めていきたいと考えている。

グループ制組織図1

